

検査実施料新設のお知らせ

(管理番号:16-0087)
(2016年11月 C-03)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発1031第2号」により下記の検査項目に検査実施料の新設および算定条件の追加が通知されましたのでご案内いたします。

敬白

記

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
百日咳菌核酸検出	360点

▼ 詳細内容

【新設項目】

検査項目	百日咳菌核酸検出
保険点数	360点
判断料	微生物学的検査判断料(150点)
診療報酬点数表区分	「D023-7」 HCV核酸検出、HPV核酸検出、HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
備考	ア. 百日咳菌核酸検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「7」HCV核酸検出、HPV核酸検出、HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床診断例の定義を満たす患者に対して、LAMP法により測定した場合に算定できる。

■ 適用日 2016(H28)年 11月 1日 から適用



(株)四国中検

香川 TEL(087)877-0111
高知 TEL(088)883-5535

松山 TEL(089)955-7600
徳島 TEL(088)665-3125